

別添

山口県道路占用料徴収条例 別表（第2条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料								
		単位	現行			改正後				
			甲地	乙地	丙地	甲地	乙地	丙地		
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	510	420	380	570	480	430		
	第2種電柱		790	650	580	870	730	670		
	第3種電柱		1,100	880	780	1,200	990	900		
	第1種電話柱		460	380	340	510	430	390		
	第2種電話柱		730	610	540	810	680	620		
	第3種電話柱		1,000	830	740	1,100	940	850		
	その他の柱類		46	38	34	51	43	39		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	5	4	3	5	4	4		
	地下に設ける電線その他の線類		3	2	2	3	3	2		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	370	330	490	420	380		
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡ につき1年	270	230	200	300	260	230		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910	760	680	1,000	850	780		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	320	280	420	360	330		
	広告塔	表示面積1㎡ につき1年	1,900	960	670	1,800	870	590		
その他のもの	占用面積1㎡ につき1年	910	760	680	1,000	850	780			
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき 1年	19	16	14	21	18	16		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		27	23	20	30	26	23		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		41	34	30	45	38	35		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		55	45	41	61	51	47		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		82	68	61	91	77	70		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		110	91	81	120	100	93		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		190	160	140	210	180	160		
	外径が0.7m以上1m未満のもの		270	230	200	300	260	230		
外径が1m以上のもの	550	450	410	610	510	470				
法第32条 第1項第3号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条 第2項第5 号に規定 する自動 運行装置 による検 知の対象 として設 置する導 線その他 の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき 1年	(新設)			3	3	2
		その他のもの			(新設)			10	9	8
	その他 のもの	道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	(新設)			810	680	620	
		上空に設けるもの	占用面積1㎡ につき1年	(新設)			510	430	390	
		地下に設けるもの		(新設)			300	260	230	
		その他のもの		(新設)			1,000	850	780	

占有物件			占有料						
			単位	現行			改正後		
				甲地	乙地	丙地	甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第4号に掲げる施設				910	760	680	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額			Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			930	480	330	900	430	290
	地下に設ける通路			560	290	200	540	260	180
	その他のもの			910	760	680	1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	19	10	7	18	9	6
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	190	96	67	180	87	59
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190	96	67	180	87	59
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,900	960	670	1,800	870	590
	標識		1本につき1年	730	610	540	810	680	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	10	7	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	190	96	67	180	87	59
	幕（令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19	10	7	18	9	6
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	190	96	67	180	87	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	960	670	1,800	870	590
		その他のもの		930	480	330	900	430	290
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	910	760	680	1,000	850
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料			占有面積1㎡につき1月	190	96	67	180	87	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91	76	68	100	85	78

占有物件		占有料							
		単位	現行			改正後			
			甲地	乙地	丙地	甲地	乙地	丙地	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.017を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			Aに0.004を乗じて得た額		
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			Aに0.006を乗じて得た額		
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			Aに0.007を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.031を乗じて得た額				
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.025を乗じて得た額				
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.031を乗じて得た額				
令第7条第14号に掲げる施設		(新設)			Aに0.031を乗じて得た額				

※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。